

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月26日付けで行った、保有個人情報の開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年9月15日付けで実施機関に対し、「監察官が閲覧していた書類に記載された私の個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第77条第3項の規定に基づき、令和5年9月26日付けで本件開示請求書に係る補正について、審査請求人に求めた。

ウ 審査請求人は、令和5年10月2日付けで本件開示請求書に係る補正を行った。

エ 実施機関は、法律第83条第2項の規定に基づき、令和5年10月20日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

オ 実施機関は、法律第82条第2項の規定に基づき、令和5年10月26日付けで本件開示請求について、文情第〇〇〇〇号により不存在を理由として、本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

ア 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和5年12月20日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ 諮問庁は、行服法第23条に基づき、令和5年12月27日付けで本件審査請求

書に係る補正について、審査請求人に求めた。

ウ 審査請求人は、令和6年1月4日付けで本件審査請求書に係る補正を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年6月20日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年7月31日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、開示を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分では開示しない理由として「開示請求のあった保有個人情報、作成されておらず存在しないため。」となっているが、審査請求人が実際にマーカーで周囲を囲った新聞の切り抜きの写しを確認していること、監察官は書類を閲覧しながら審査請求人に質問をしていること及び存在しないのであれば監察官は何を根拠に、何の情報により審査請求人に対し質問し、事情聴取をすることが出来たのかであり、本件対象保有個人情報が存在していたことは明白である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

法律第76条第1項において、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定められており、開示請求権の行使は「自己を本人とする保有個人情報」に対してのみ認められているものである。また、同条でいう「保有個人情報」とは、職員が職務上作成・取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体が保有している行政文書

であると解されている。よって、上記に該当する保有個人情報が存在する場合は、当該開示請求に係る保有個人情報として特定し、開示決定等を行うこととなる。審査請求人は、本件対象保有個人情報が存在していたことは明白であると主張しているが、実施機関は、本件開示請求を受け検索するも、審査請求人を本人とする本件対象保有個人情報の存在が認められなかったことから、本件処分に至ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が監察官から事情聴取を受けた際、監察官が閲覧していた書類に記載された審査請求人の個人情報である。実施機関は、本件対象保有個人情報が存在しないとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取消し、開示を求めている。そのため、当審査会では、本件対象保有個人情報が不存在であることを理由とする本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

法律第60条第1項において、「『保有個人情報』とは、(中略) 地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(中略))に記録されているものに限る。」と規定されている。

また、法律第76条第1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しており、開示対象となるものは自己を本人とする保有個人情報である。

当審査会が諮問庁から事情聴取したところ、本件対象保有個人情報は、当該監察官の個人的な手持ち資料であって、実施機関において組織的な利用はしていなかったとのことであったため、法律第60条第1項に規定された保有個人情報に該当しない。

したがって、本件対象保有個人情報は、法律第76条第1項に規定された開示対象ではないことから、本件処分は妥当である。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年6月20日	諮問（諮問第184号）を受け、弁明書の写しを受理
令和6年7月31日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和6年8月27日	審議
令和6年9月25日	答申